第二十号様式（検査対象軽自動車以外の自動車に係る検査標章）（第三条関係）

（表）

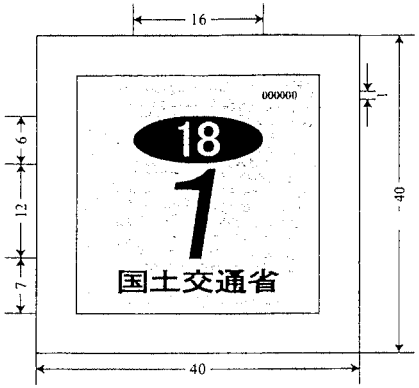

（裏）

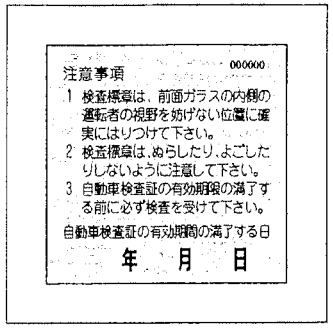

注(1)　検査標章には、自動車の前面ガラスにはりつけるものにあっては図の（表）及び（裏）、自動車登録番号標又は車両番号標にはりつけるものにあっては図の（表）の例により、自動車検査証の有効期間の満了する日の属する年を表す数字を黒地の楕円形内に白抜きで、また自動車検査証の有効期間の満了する日の属する月を表す数字を黒色でそれぞれ表示すること。

(2)　「国土交通省」の文字は黒色とすること。

(3)　寸法の単位は、ミリメートルとすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則第十二号様式の三による検査標章又はこの省令による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式から第十八号様式までによる登録事項等通知書、抹消登録証明書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証若しくは限定自動車検査証は、それぞれこの省令による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十一号様式から第二十号様式までによるものとみなす。

2　この省令による改正前の道路運送車両法施行規則第十二号様式の三による検査標章は、この省令による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第二十号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成15年６月18日認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成15年７月３日　　財務大臣　塩川正十郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
かぎたばこ	General White	24ｇ	スウェーデン	800円
かぎたばこ	Grovsnus White	24ｇ	スウェーデン	800円
葉巻たばこ	フィリーズ　アロハ　カフェ	100㎜　20本ソフトパック	米国	350円
葉巻たばこ	フィリーズ　アロハ　チョコバナナ	100㎜　20本ソフトパック	米国	350円
葉巻たばこ	フィリーズ　アロハ　コナスウィート	100㎜　20本ソフトパック	米国	350円
葉巻たばこ	アヴォ　22	153㎜　１本	ドミニカ共和国	2,000円
葉巻たばこ	グリフィン　フエルテ　トロ	152㎜　１本	ドミニカ共和国	1,500円
葉巻たばこ	グリフィン　フエルテ　ロブスト	121㎜　１本	ドミニカ共和国	1,300円
葉巻たばこ	グリフィン　フエルテ　ショートコロナ	102㎜　１本	ドミニカ共和国	1,000円

破産宣告

次の破産事件について、以下のとおり破産の宣告をした。破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交付してはならない。上記の者は、破産者に対し債務を負担していること又は破産者の財産を所持していることを、破産者の財産を所持している者が別除権を有しているときは、その債権を有することを４記載の届出期間内に破産管財人に届け出なければならない。

平成１５年（フ）第１２８号

茨城県北相馬郡利根町大字八幡台10番地２
債務者　伊藤　　勉

1　宣告年月日時　平成15年６月13日午後５時
2　主文　債務者を破産者とする。
3　破産管財人　茨城県土浦市東都和団地4016―45楓法律事務所　弁護士　今村　英子
4　債権届出の期間　平成15年７月25日まで
5　第１回の債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成15年９月19日午前11時

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部